



報道発表資料の配付日時

8月5日(木) 11時00分

発表項目 (行事名)	特措法に基づく飲食店等の営業時間の短縮要請等の措置に伴う見回りの実施について			
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	—	発表者	—
			発表場所	—
概要	<p>特措法に基づく「まん延防止等重点措置」の適用を受け、措置区域である札幌市内の飲食店等に対し、業種別ガイドラインの遵守や酒類提供の停止、営業時間の短縮等を要請しており、要請の実効性を確保する観点から、国の基本的対処方針や運用通知等に基づき、実地に働きかけを行うとともに、感染防止対策の実施状況について、見回りによる確認を行い、飲食店における感染拡大防止に努めていただくため行うものです。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 実施日 8月5日(木)～8月31日(火)</p> <p>2 対象施設 札幌市内全域の飲食店：約1万2千店 食品衛生法による飲食店営業又は喫茶店営業許可を受けた店のうち、一般の方を客として食事等を提供する店舗。 (社会福祉施設、社員寮、コンビニのイートイン等を除く)</p> <p>3 実施方法</p> <p>(1) 感染防止対策の確認 道の委託事業者が2人1組となり、市内の全飲食店を訪問し、店主等にマニュアルに基づき聞き取り、目視により、感染防止対策事項、酒類提供等を確認する。 (※特措法第31条の6第1項(特措法第24条第9項))</p> <p>(2) 時短要請措置の履行の確認 道の委託事業者により、21時以降に市内の全飲食店の外観を目視し、営業時間を確認する。(※特措法第31条の6第1項)</p>			
参考				

報道(取材)に当たってのお願い	<p>※ 8月5日(木)実施分については、訪問時の取材(すすきの地区)が可能です。</p> <p>取材対応は16時00分～16時20分を予定していますが、取材いただける場合は、14時30分までに下記までご連絡くださいますようお願いいたします。</p> <p>なお、対象店舗が狭いため、「1社1カメラ1ペン」、マスク着用のご協力をお願いします。</p> <p>発熱や咳、くしゃみ等、風邪の症状がある方は取材をお控え願います。</p>
他のクラブとの関係	同時配付

担当 (連絡先)	保健福祉部感染症対策局 感染症対策課 感染症対策調整担当課長 徳田 ダイヤル：011-206-0492 内線：38-921
-------------	--